

京都市少人数教育について

－市町村主体の教員定数の配置－

京都府教育委員会

京都市少人数教育

● 30人程度学級が可能な定数配置



30人程度学級とは？	従来は
国の加配を活用するとともに、平成20年度から、京都府の独自措置として教員配置の拡充を行い、小学校において 30人程度 （30～35人）の学級編制が可能となる教員を配置 ＜平成22年度 完成＞	公立小中学校における1学級の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「標準法」という。）で40人と定められている。

● 市町村が手法を選択



選択できるとは？	従来は
各市町村教育委員会は、府教委から配当された定数を活用し、学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、チームティーチング、少人数学級の3手法から 選択 して少人数教育を展開できる。	指導方法工夫改善の加配として、各市町村教育委員会の意向を踏まえ、少人数授業、チームティーチングの手法を指定し配当していた。

京都独自の定数配当

● 市町村に一括配当



一括して配当とは？	従来は
平成20年度から教員定数の配当を学校ごとから市町村ごとに変更し、市町村に 一括 して総定数を配当 （ただし、生徒支援加配等一部除く）	年度当初に、教職員定数を各学校ごとに配当して学校運営を行っていた。

● 市町村が自由裁量で活用



自由に活用とは？	従来は
市町村は、一括して配当された教員を市町（組合）教育委員会の 自由裁量 により所管する学校に配置することができる。	各学校ごとに教員定数が決まっており、市町村に教員配置の裁量は一切なかった。

導入の成果

市町村教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な教員配置を可能とし、学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。

京都式少人数教育

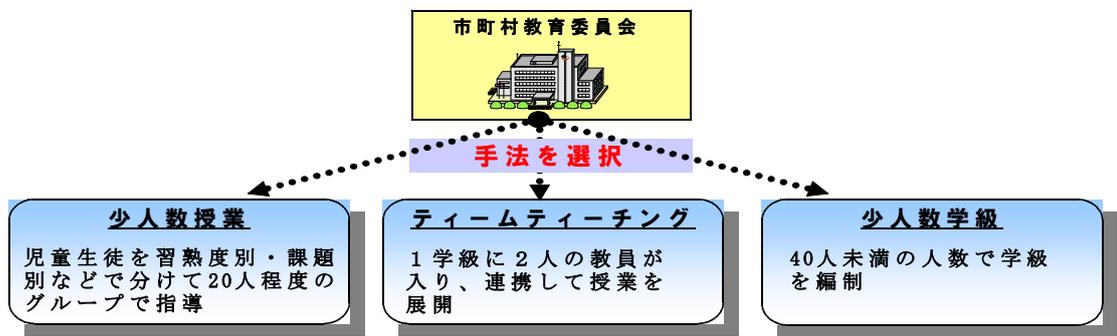
■ 30人程度の学級編制が可能となる教員を配置

小学3年から小学6年で30人程度（30～35人）の学級編制が可能となる教員を配置

編制 \ 学級数	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級
40人学級	1～40	41～80	81～120	121～160	161～200	201～240
30人程度学級	1～35	36～68	69～96	97～124	125～150	151～180
1学級当たりの児童数	1～35	18～34	23～32	24～31	25～30	25～30

■ 市町村が手法を選択

各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、チームティーチング、少人数学級から選択して実施できる。



京都独自の定数配当

■ 市町村に一括配当

平成20年度から基準配当及び加配（指導方法の工夫改善）の配当を学校毎から市町村毎の配当に変更し市町村に一括して定数を配当している。

■ 市町村が自由裁量で活用

市町村教育委員会は、府教育委員会から配当された教員を市町村の裁量により所管する学校に配置できる。

